

## 指導者派遣条件

### 1. 目的

誰もが運動・スポーツに親しむことができる環境を整備するため、地域や学校・PTA・企業が行う活動に指導者を紹介し、派遣する。当クラブのスタッフも派遣する。

### 2. 対象及び派遣先

- ① 新発田市内外の地域・職場・学校関係の団体・企業・行政機関及び関係団体等
- ② 施設・設備などが確保できていること
- ③ 営利活動・政治活動・宗教活動などを目的としないこと

### 3. 派遣費用

#### (1)指導料（1人1時間当たり）

- ① 運動指導・・・4,750円
- ② 運動指導補助者・・・3,000円
- ③ 講義（資料やスライドを用いた解説等）・・・9,500円

\*派遣時間については、原則1回30分以上とし、時間調整10分単位にて対応可能。

#### (2)交通費

- ・自宅から派遣先までの往復の最短距離にて計算

(km(1km未満切り捨て))×22円

- ・5km以上から支払い、上限は設けない。

#### (3)手数料

- ・派遣講師が確定した時点で発生する。
- ・指導者派遣についての手数は以下の通りとする。

派遣講師	手数料
とらい夢職員を派遣	指導料(1)の10%
登録指導者を派遣	指導料(1)の25%
登録指導者以外を派遣※	指導料(1)の50%

※登録した指導者に派遣内容に該当する指導者がいない場合は、関係機関と連携して新たな指導者を探すかどうかを依頼者に確認する。

### 4. 派遣確定とお支払い方法について

- ① 派遣講師選定後、依頼者には派遣講師確定文書を、派遣講師には依頼文書を同時に発送する。
- ② 依頼者は請求書発行後、指定された期日（概ね2週間以内）までに派遣費用を窓口または銀行振込で支払う。ただし行政や企業等の団体については、翌月払い等も可能とする。
- ③ 振込手数料は、依頼者にて負担する。
- ④ 請求書の発行については、原則、事業実施月の月末締めとし翌月に発行する。なお請求書の発行時期およびお支払いについて希望があれば変更することができる。

### 5. 講師への支払いについて

講師謝礼および交通費は、当クラブから口座振込により講師へお支払いする。（月末締めの翌月20日口座振込とする。）

### 6. リスク管理

#### (1)講師の都合による派遣の中止

##### ①業務上の都合

講師の自己都合で指導が行えなくなった場合は、依頼を受けた講師が代行を立てることとする。代行が立てられない場合は、その講師が当初の手数料を負担（当クラブに支払う）する。この場合、当クラブが速やかに別の講師を選定して依頼者に連絡する。

##### ②止むを得ない事情

感染症罹患や急な不幸等によるキャンセルの場合は、その旨を依頼者に説明し別種目・別講師に変更してもらう等の対応をお願いする。依頼者への了承が得られ次第、当クラブが速やかに別の講師を選定する。次の派遣講師が見つからない場合には、当クラブスタッフの派遣も検討して対応する。

#### (2)依頼者の都合による派遣の中止

派遣確定後に中止となる場合には、依頼者は以下のキャンセル料を支払う。

①10営業日より前での中止連絡の場合	手数料+指導料の30%
②2~10営業日以内での中止連絡の場合	手数料+指導料の50%
③開催日の前日が当クラブの営業日にあたるその日の中止連絡の場合	手数料+指導料の80%
⑤開催日当日の中止決定及び無連絡中止の場合	手数料+指導料の100%

※上記中止対応について、災害、感染症等の発生・流行等により判断する場合はこの限りではない。

#### (3)依頼者の都合による日程変更

日程変更後に同条件で派遣できるとは限らないことから、原則としてキャンセル料に加え、日程変更後の派遣費用は全て発生する。ただし、災害、感染症等の発生・流行により日程変更を余儀なくされる場合はこの限りではない。

#### (4)講師・クラブの過失の対応とその回避の対策について

- ①開催日の前々日または前日に講師に派遣確認の電話またはメール等を入れる。派遣の確認がとれている旨の連絡も依頼者に入れる。メール等での連絡とする場合は既読確認の返信をお願いする。
- ②交通渋滞等による派遣講師の遅刻や不着に備え、依頼者と派遣講師との緊急連絡先の交換を仲介する。遅刻して指導時間が短くなった場合は、実際の指導時間により指導料を計算し、差額を依頼者に返金する。
- ③開催日が当クラブの休業日である場合には、不測の事態に備えて勤務者を配置する。
- ④万が一、講師やクラブの過失により派遣がなされなかった場合は、依頼者が支払った派遣費用は全額返金する。講師に過失がある場合には、その事情により当初の手数料を派遣講師に請求する。

### 7. その他

- ・原則、とらい夢に登録した指導者を派遣する。
- ・指導者の保険はとらい夢の保険を適用する。
- ・派遣先で発生したトラブル・怪我・事故等の責任は、依頼者が負う。